

日頃から筑紫ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

弊社は、「家庭用厨房・給湯・暖房契約」と「家庭用床暖房契約」の約款を、2020年1月より改訂することといたしましたので、ご案内申し上げます。これからも、お客様と地域の皆様のお役に立てるよう、尚一層努力を重ねて参りますので、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

## 約款変更のポイント

- 1. 家庭用厨房・給湯・暖房契約の料金を改定します。  
冬期（12月～4月）において50 m<sup>3</sup>超からお得になります。
- 2. 床暖房契約の適用条件を変更します。  
家庭用で床暖房をご使用のお客様限定でしたが、業務用でご使用のお客様もご契約が可能となります。  
床暖房料金の改定はございません。

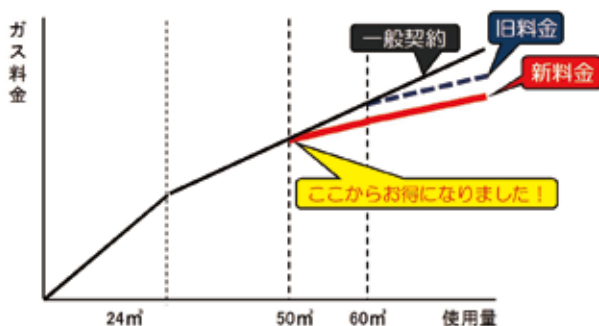
## 変更内容

➤ 1. 家庭用厨房・給湯・暖房契約（家庭用用途でご使用のお客様は、適用条件を満たす場合ご契約が可能です。）

適用条件	期間	区分		新基本料金	旧基本料金	新基準単位料金	旧基準単位料金
厨房機器、給湯機器、暖房機器の全てにおいて家庭用でガスをご使用になるお客様向け	その他の期間 5月検針～11月検針	A	0～24 m <sup>3</sup>	753.50	753.50	222.65	222.65
		B	24 m <sup>3</sup> 超～	2,170.94	2,170.94	163.59	163.59
	適用期間 12月検針～4月検針	A	0～24 m <sup>3</sup>	753.50	753.50	222.65	222.65
		B	24 m <sup>3</sup> 超～50 m <sup>3</sup>	2,170.94	2,170.94	163.59	163.59
		C	50 m <sup>3</sup> 超～60 m <sup>3</sup>	2,622.40	2,170.94	154.55	163.59
		D	60 m <sup>3</sup> 超～	3,861.22	3,965.21	133.90	133.90

※現在ご契約中のお客様は2020年1月分より新料金を適用いたします。

冬期(12月～4月)における1ヶ月分の料金比較イメージ



➤ 2. 床暖房契約（ガスをエネルギー源とした温水式床暖房をご使用の場合、ご契約が可能です。）

新適用条件	旧適用条件
床暖房を使用する需要で、お客さまがこの約款の適用を希望される場合に適用いたします。	床暖房を家庭用として使用する需要で、お客さまがこの約款の適用を希望される場合に適用いたします。

\*ご契約中のお客様は改めてお申込みは必要ございません。新たにご契約をいただくお客様は、お申込みが必要となります。当社までご連絡ください。

\*上記料金表には消費税相当額を含みます。

\*実際に適用する単価（円/m<sup>3</sup>）は、基準単位料金に平均原料価格の動向を加味して、毎月決定されます。